

城陽市災害廃棄物処理計画（骨子案）について

1 計画の骨子案について

2～10ページのとおり。

2 今後の策定スケジュールについて

令和3年10月

市議会への報告（骨子案、今後の策定スケジュールについての報告）

12月

市議会への報告（原案の報告）

12月～4年1月

原案に対するパブリックコメントの実施

令和4年2月～3月

市議会への報告（パブリックコメントの結果と最終案の報告）

3月

計画策定

# 城陽市災害廃棄物処理計画 (骨子案)

令和3年10月



城陽市

## 目 次

### 第1章 総則

- 1 災害廃棄物処理計画の概要……………5
  - (1) 計画策定の目的
  - (2) 計画の位置付け
  - (3) 計画の見直しのあり方について
  
- 2 基本的事項……………6
  - (1) 処理主体
  - (2) 対象とする災害と廃棄物の種類
  - (3) 災害廃棄物の発生量の推計
  - (4) 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計
  - (5) 仮置場
  - (6) 一般廃棄物処理施設等の状況

### 第2章 組織及び協力支援体制

- 1 体制と業務概要……………7
  - (1) 組織体制
  - (2) 各主体の業務分担
  - (3) 情報収集及び連絡体制
  
- 2 関係機関との連携及び都道府県・市町村・民間業者との相互支援…8
  - (1) 自衛隊・警察・消防との連携
  - (2) 民間業者等との支援協定の締結
  - (3) 都道府県・市町村・民間業者による応援体制
  
- 3 広報と情報発信……………8
  - (1) 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報
  - (2) 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報
  - (3) 市民への情報伝達方法

### 第3章 災害廃棄物処理

1	発災後の処理体制の構築等	8
2	道路啓開	8
3	生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分	9
4	し尿処理	9
5	災害廃棄物処理	9
	(1) 災害廃棄物処理実行計画	
	(2) 発生量・処理可能量	
	(3) 収集運搬計画	
	(4) 災害廃棄物の処理方針	
	(5) 広域的な処理・処分	
	(6) 有害廃棄物・処理困難物等	

### 第4章 その他

1	その他	9
	(1) 環境対策	
	(2) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	
	(3) 仮設処理施設	
	(4) 思い出の品等	

第1章 総則

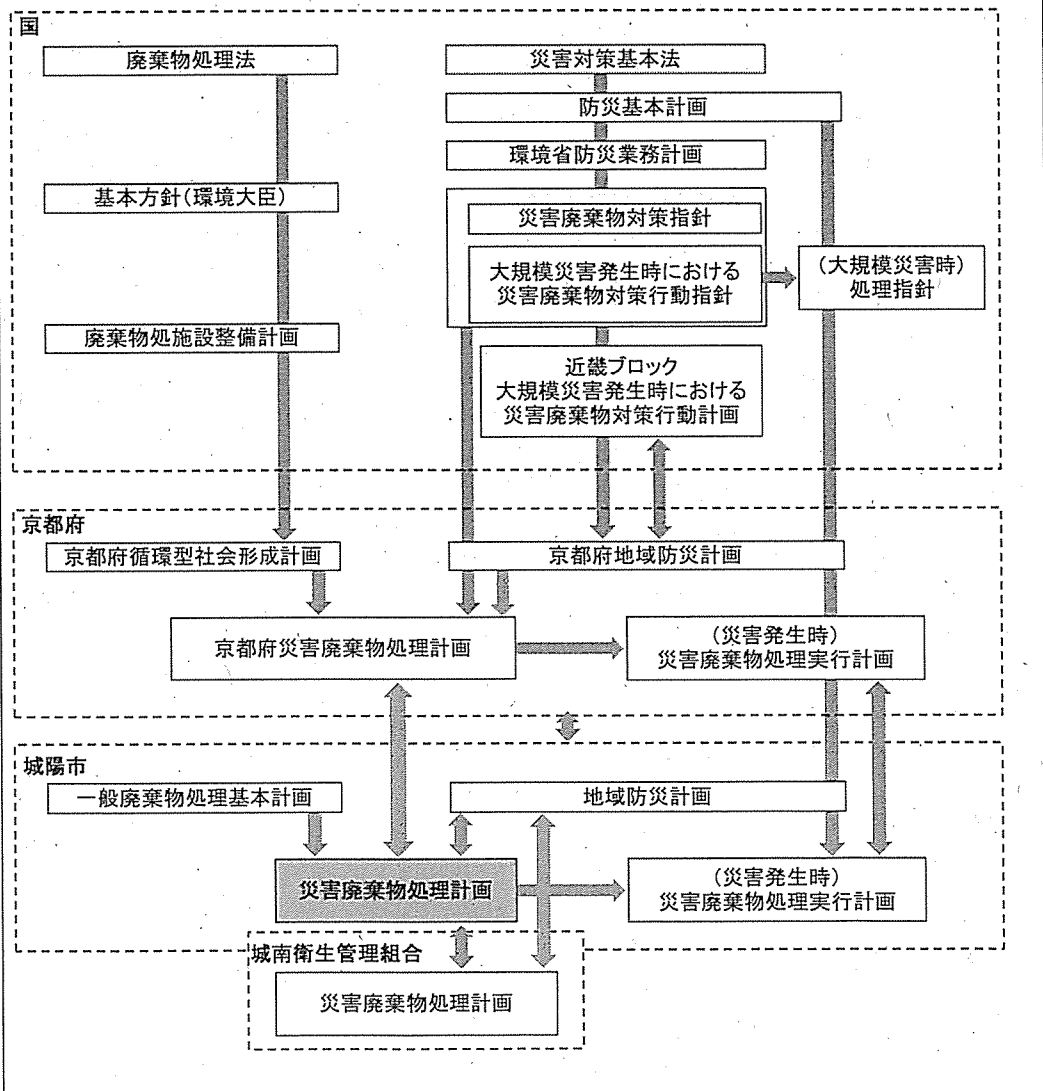
1 災害廃棄物処理計画の概要

(1) 計画策定の目的

城陽市災害廃棄物処理計画は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、本市及び国、京都府、城南衛生管理組合、民間業者等の役割分担を明確化し、平常時から相互支援体制の構築を図ることを示します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に市民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示します。また、下図のとおり災害廃棄物処理に係る防災体制における本計画の位置付けを示します。



(3) 計画の見直しのあり方について

城陽市地域防災計画、城南衛生管理組合災害廃棄物処理計画、京都府災害廃棄物処理計画が改定された場合、訓練等で内容の変更が必要となった場合など、本計画の見直しのあり方について示します。

2 基本的事項

(1) 処理主体

本市の役割、城南衛生管理組合の役割、京都府の役割、民間業者の役割、市民の役割を示します。

(2) 対象とする災害と廃棄物の種類

対象とする災害、廃棄物の種類・災害廃棄物の特徴を示します。

(3) 災害廃棄物の発生量の推計

地震被害や風水害被害に応じた災害廃棄物の発生量を推計します。

(4) 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計

避難所ごみの発生量、避難所におけるし尿の発生量、仮設トイレの必要基数の推計を示します。

(5) 仮置場

仮置場の分類、必要面積の算出、仮置場候補地の選定、仮置場候補地の優先順位付け、仮置場の運営における留意点及び注意点を示します。

(6) 一般廃棄物処理施設等の状況

本市の平常時の一般廃棄物は、城南衛生管理組合による共同処理を行っており、災害時でも適切な廃棄物処理に対応できる体制を整備することとし、同組合が保有する一般廃棄物処理施設を示します。

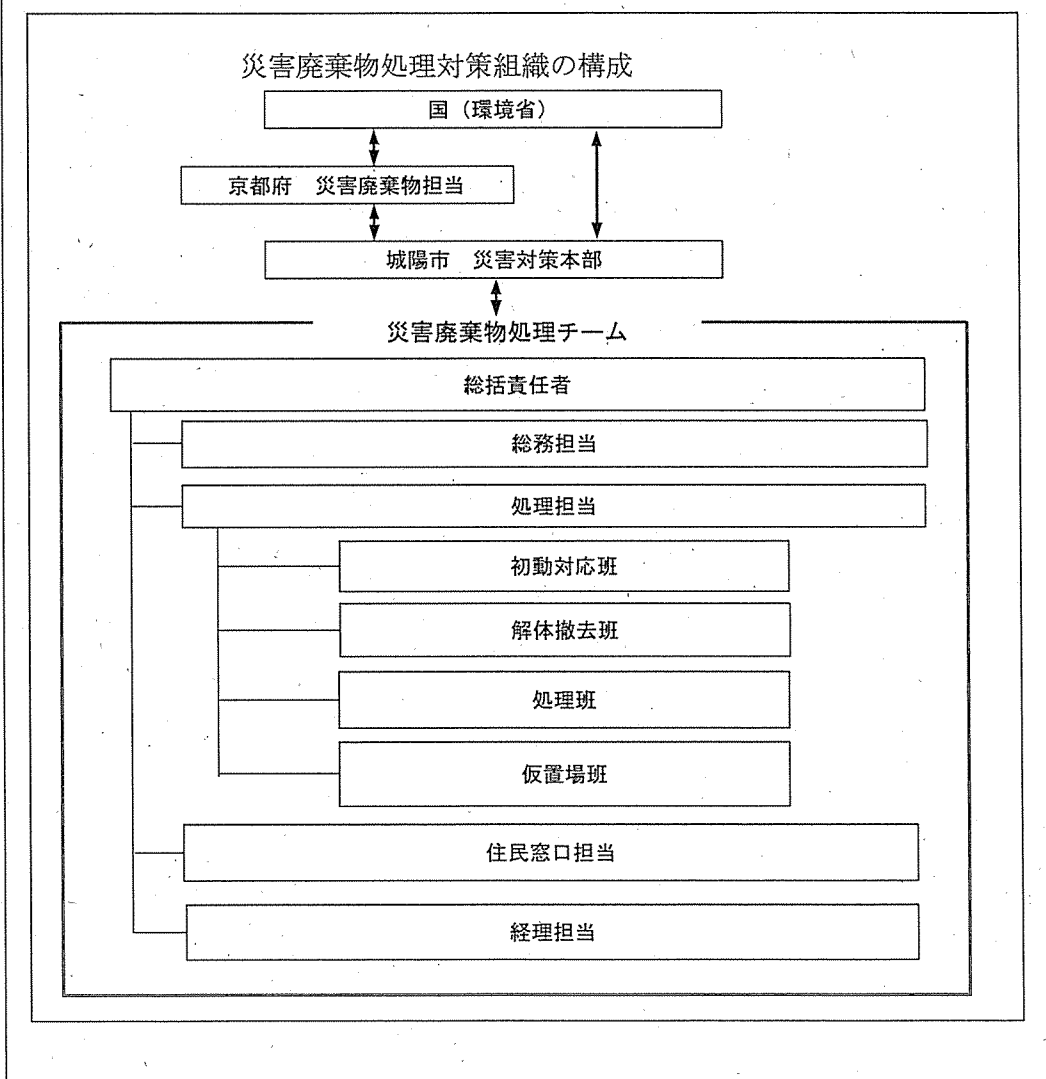
## 第2章 組織及び協力支援体制

### 1 体制と業務概要

#### (1) 組織体制

本市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は、地域防災計画に定められております。また、発災時には災害廃棄物処理を担当する組織を下図のとおり特別に設置します。

なお、本市においては、少数の職員で多くの役割を兼務する可能性が高いため、被害状況や災害規模に応じて、近隣市町村、京都府等からの人的支援を受けて段階的に体制を構築する必要性についても示します。



#### (2) 各主体の業務分担

平常時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対策期及び災害復旧・復興期の各段階における国、京都府、城南衛生管理組合及び本市の業務分担を示します。

(3) 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、災害対策本部から収集する情報、災害廃棄物処理チームでの収集する情報、京都府及び関係機関と共有する情報と連絡体制を示します。

2 関係機関との連携及び都道府県・市町村・民間業者との相互支援

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

初動期（発災直後）の人命救助のための道路啓開作業における自衛隊、警察、消防との連携について示します。

(2) 民間業者等との支援協定の締結

城南衛生管理組合が有する処理施設においては、処理することが困難ながれき等の処理及び運搬の協力の支援協定の締結について示します。

(3) 都道府県・市町村・民間業者による応援体制

協定に基づく応援体制、災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援、他自治体との相互応援協定、協定等を活用した受援内容の整理、災害ボランティアについて示します。

3 広報と情報発信

(1) 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

普及啓発・広報を行う時期及び内容、普及啓発・広報に関する留意事項、応急対策期の広報の内容について示します。

(2) 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

平常時から市民に対し、住宅の耐震対策や防災意識、ごみ減量化や分別についての普及啓発について示します。

(3) 市民への情報伝達方法

市民への情報伝達にあたり、あらゆる媒体の活用を基本とし、広報媒体を示します。

第3章 災害廃棄物処理

1 発災後の処理体制の構築等

初動期（発災直後）、応急対策期及び災害復旧・復興期の各段階において、処理体制構築に必要な業務を示します。

2 道路啓開

発災後の速やかな道路啓開について示します。



3 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分

避難所で発生する廃棄物の種類及び管理方法について示します。

4 し尿処理

災害発生時の生活排水処理について示します。

5 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理実行計画

発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制、処理方法等について定める災害廃棄物処理実行計画の策定について示します。

(2) 発生量・処理可能量

災害発生時における災害廃棄物の発生量の推計及び処理可能量を試算し、状況に応じた京都府、近隣市町村等への速やかな応援要請について示します。

(3) 収集運搬計画

利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配等を含めた収集運搬計画の策定について示します。

(4) 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の種類別に、推計した発生量を基に処理方針を示します。

(5) 広域的な処理・処分

周辺自治体等への支援要請について示します。

(6) 有害廃棄物・処理困難物等

有害廃棄物・処理困難物は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その処理方法を示します。

第4章 その他

1 その他

(1) 環境対策

市民の生活環境への影響を防止するために、災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と要因について示します。

(2) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

家屋・建屋等の解体手順を示します。

(3) 仮設処理施設

災害廃棄物が城南衛生管理組合の処理施設の能力だけでは処理不可能な場合や能力が不足する場合を想定した取組を示します。

(4) 思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合、思い出の品や貴重品は、可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供する必要があることから、その取扱いルールについて示します。